

農業用ビニールハウス被害への緊急支援について

～被害にあわれた農業者の皆さまへ

見舞金を支給します～

令和7年3月26日の暴風により、農業用ビニールハウスに被害を受けた農業者の方に対し、緊急支援として見舞金を支給します。

対象者

- ◎令和7年3月26日の暴風により、農業用ビニールハウスに被害を受けた農業者（村内に住所を有する者に限る）

支給内容

- ◎ハウスの規模、被害状況に応じて見舞金を支給

支給要件

- ◎村内に住所を有し農業を営む者であること
- ◎農業用ビニールハウスとして使用しているハウスの被害であること
- ◎修復をして引き続き農業用ビニールハウスとして使用をすること（修復後の写真等を速やかに提出願います）

申請方法

- ◎所定の申請書兼請求書に被害状況がわかる写真等を添えて、ご提出ください。
 - ◎ご提出いただいた申請書兼請求書に基づき、被害状況を審査し、交付の可否を決定します。
- ※被害状況の審査結果次第で、不支給となる場合もございますので、ご留意願います。**

申請受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）まで

平日：8：30～17：00（土日・祝日は閉庁により受付を行いません。）

※期間厳守

お問い合わせ及び提出先

大玉村役場 産業課 農政係

TEL：24-8107

Fax：48-4448

【農業用施設損壊見舞金交付基準】

被害を受けた 農業用施設の 面積	被害状況による見舞金	
	骨組みを含む 全壊・倒壊	ビニール損壊 またはハウスの 歪み
300㎡以上	10万円	5万円
180㎡以上 300㎡未満	8万円	3万円
90㎡以上 180㎡未満	5万円	2万円
90㎡未満	3万円	1万円

